

# 都市づくりの理念

# 第3章

- 3-1 都市づくりの理念
- 3-2 将来都市構造

## 全体構想 編



## 第3章 都市づくりの理念

### 3-1 都市づくりの理念

#### 1) 都市づくりの将来像

本市の「都市づくりの将来像」は、第2次宮古島市総合計画における島づくりにおける基本理念として掲げられている

心かよう夢と希望に満ちた島 宮古  
～みんなで創る 結いの島～

のもと、本市の豊かな自然や温かい人の繋がりなどの地域特性を活かしながら、文化、環境との調和を図り、新たな島としての魅力や誇りを再確認することで、夢と希望にあふれた活力ある島を創っていくこととしています。

また、現行都市計画マスタープランで、人と自然が持続的に共生可能な美しい都市づくりを目指し「ばん我かたが美すまぎ島・みゃ～く」が掲げられています。

本市の都市づくりの将来像は、これらを踏襲しつつ、市民・事業者をはじめ来訪者も含めたあらゆる人が「結い」の精神で「ばん我かたが美すまぎ島・みゃ～く」を守り育み、本市の豊かな自然や温かい人の繋がりなどの地域特性を活かしながら、夢と希望にあふれた活力ある持続可能な島を創ることを目指し、下記の通り設定します。

みんなで創る ばん我かたが美すまぎ島・みゃ～く宮古  
～ 夢と希望に満ちた 結いの島 ～

## 2) 都市づくりの理念

都市づくりの将来像に基づき、それを支える都市づくりの考え方（都市づくりの理念）を下記の通り設定します。

### ① “共生” –人と自然が共生した持続可能な美しい島づくり–

豊かな自然環境と潤いある生活環境を両立するために、地球環境にやさしいエコアイランドの構築を推進します。そのため、私たちの生活を支える地下水、美しい海を守り、ゴミのない自然環境と共生した持続可能な島づくりを目指します。

関連する SDGs の目標



### ② “定住” –新たな拠点形成による一体的で持続可能な島づくり–

各地域がその特性に応じて自立し、誰もが快適で持続的に住み続けられるよう、一体的な都市構造の構築を推進します。そのため、各地域コミュニティの強化やまちなかの賑わいを再生するとともに、新庁舎建設に伴う市役所を核とした新たな拠点の形成と各地域間の連携機能強化により、定住促進を図ります。

関連する SDGs の目標



### ③ “交流” –活性化につなげる地域特性をいかした持続可能な島づくり–

離島地域の特性を本市の活性化に持続的につなげられるよう、地域の魅力、特色をいかした都市づくりを推進します。そのため、各地域間の連携による観光振興やエコアイランド、スポーツアイランドとしての交流活動の強化を図ります。

関連する SDGs の目標



### ④ “発展” –宮古の魅力をいかした活力ある持続可能な島づくり–

今後も夢や希望をもって暮らすことができるよう、農林水産業から観光までの各産業の協調と連携、6次産業化の推進等により、本市の魅力を最大限にいかし、持続的に発展する都市づくりを推進します。そのため、島全体で調和を図り、島の魅力を磨き、新たな活力や賑わいを創出し、島への愛着や誇りを育みます。

関連する SDGs の目標



## 3-2 将来都市構造

### 1) 都市構造の考え方

本市は、宮古本島をはじめとする6つの島からなる沖縄県の離島地域としての特性を有しています。また、平良、下地、上野、城辺、伊良部の地域ごとの特色のある文化を有しており、地域性も強くなっています。

平成17年10月の合併から10年以上が経過し、新庁舎建設に伴う市役所を核とした新たな拠点の形成が進行しているほか、観光振興による交流人口の増大とリゾートをはじめとする開発が進行しています。また、これらの観光産業を支える従事者等の流入等により、本市を取り巻く環境が大きく変化しており、本市の新たな骨格構造の構築が求められています。

しかしながら、これまでの本市の人口減少・少子高齢化の進行や全国的な傾向も念頭に入れつつ、持続可能なまちづくりの実現のためには、これまでの本市の成り立ちや豊かな自然環境、地域資源等の地域特性を活かした都市構造の構築が不可欠です。

このため、将来都市構造の構築にあたっては、都市づくりの理念である“共生”、“定住”、“交流”、“発展”の4つの視点を踏まえた以下のような展開を図ります。

**共生**：自然環境を保全しながら、観光資源などとしての活用を促進

**定住**：新たな拠点と各地域の拠点の役割を明確化し、必要な機能の集積を促進

**交流**：陸・海・空のネットワーク機能の強化・連携を促進

**発展**：島全体の調和と連携を図り産業振興を支える都市構造の構築を促進

## 2) 都市構造の構成

将来都市構造は、都市機能や地域資源の活用により、市民活動の中心となる「拠点」、広域圏あるいは各拠点間を結び相互連携を図る「都市軸」、地域の特性を面的に位置づける「ゾーン」の3つの要素により整理します。

## ①拠点

拠 点	位置づけ
都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平良の市街地及び市役所周辺は、様々な都市機能が集積しており、市民生活・経済活動の中心地として位置づけます。</li> </ul> <p>(地域) 平良市街地及び市役所周辺地区</p>
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●旧庁舎や小・中学校等の周辺は、生活に身近な都市機能が立地しており、既存ストックの有効活用や機能転換により、周辺住民の生活・コミュニティの中心地として位置づけます。</li> </ul> <p>(地域) 各旧庁舎等周辺地域</p>
広域交通・交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の玄関口となる宮古空港、下地島空港や平良港は、広域的な交流促進を図る広域交通・交流拠点として位置づけます。あわせて、災害時に対応する防災機能を配置します。</li> </ul> <p>(地域) 宮古空港、下地島空港、平良港</p>
観光拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の海岸沿いの自然資源、観光資源、与那覇前浜及び東平安名崎は、観光客や市民との多様なふれあいにより、地域の活性化を図る観光拠点として位置づけます。</li> </ul> <p>(地域) トゥリバー、与那覇前浜、宮古広域公園、うへのドイツ文化村、東平安名崎、池間湿原、砂山ビーチ、通り池、イムギャーマリンガーデン 等</p>

## ②都市軸

都市軸	位置づけ
地域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平良、下地、上野、城辺、伊良部の各地域を結ぶ主要幹線道路は、市民の生活利便性の向上や地域の一体性に資する各地域連携軸として位置づけます。</li> </ul> <p>(地域) 平良⇄下地、上野、城辺、伊良部 下地⇄上野⇄城辺</p>
市街地骨格軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海・空の玄関口である平良港・宮古空港を連携するとともに、これらの玄関口と中心市街地（平良市街地及び市役所周辺）を結ぶ幹線道路や公共交通等は、本市の市街地の骨格を形成する市街地骨格軸として位置づけます。</li> </ul> <p>(地域) 平良港⇄中心市街地（平良市街地～市役所周辺）⇄宮古空港</p>
観光連携軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宮古島の海岸沿いの幹線道路は、散在する観光資源をネットワーク化し、市全体の魅力向上に資する観光連携軸として位置づけます。</li> </ul> <p>(地域) 中心市街地⇄与那覇前浜⇄うへのドイツ文化村⇄東平安名崎⇄池間湿原⇄中心市街地 中心市街地⇄トゥリバー 中心市街地⇄伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設⇄通り池</p>

都市軸	位置づけ
緑の骨格軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宮古島中央部を南北に走る2本の丘陵緑地帯は、本市の自然環境・景観を次代に継承する役割を担う緑の骨格軸として位置づけます。</li> </ul> <p>(地域) 砂山ビーチ⇄宮古島南岸 大浦⇄宮古島南岸</p>

## ③ゾーン

ゾーン	位置づけ
市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の用途地域内は、既存ストックをいかした都市的な活動を促進する市街地ゾーンとして位置づけます。</li> </ul> <p>(地域) 用途地域内</p>
土地利用展開ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地ゾーン周辺は、自然的土地利用との調和に配慮しつつ、都市的土地利用を補完する土地利用展開ゾーンとして位置づけます。</li> <li>●伊良部地域の既存集落等は、都市的土地利用を図るとともに、適正な土地利用の誘導を図る土地利用展開ゾーンとして位置づけます。</li> </ul> <p>(地域) 市街地ゾーン周辺、佐良浜地域</p>
農地・集落ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地ゾーン及び土地利用展開ゾーン外は、自然環境と調和した農住環境の維持・向上を図る農地・集落ゾーンとして位置づけます。</li> </ul> <p>(地域) 市街地ゾーン及び土地利用展開ゾーン外</p>
自然環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の海岸沿い一体は、貴重な自然的資源の保全を図る自然環境保全ゾーンとして位置づけます。</li> </ul> <p>(地域) 観光交流ゾーンを除く海岸沿い一帯、大神島</p>
観光交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の海岸沿い等に広がる観光資源・施設及び一団の宿泊等施設用地は、貴重な自然的資源と調和を図りながら、本市の観光交流の活動を促進する観光交流ゾーンとして位置づけます。</li> </ul> <p>(地域) トゥリバー地区、東平安名崎、砂山ビーチ、下地島空港東側入江周辺、宮古島南部の海岸沿いの一団の観光施設等</p>

■ 将来都市構造図

凡 例	
	都市拠点
	地域拠点
	広域交通・交通拠点
	観光拠点
	地域連携軸
	市街地骨格軸
	観光連携軸
	緑の骨格軸
	市街地ゾーン
	土地利用展開ゾーン
	農地・集落ゾーン
	自然環境保全ゾーン
	観光交流ゾーン

